

環境影響評估技術指針

目次

第1章	総論	
第1	基本的事項	1
1	技術指針について	1
2	環境保全目標について	1
第2	環境影響評価及び事後調査の実施手順	2
1	事業計画の策定	2
2	地域概況の把握	2
3	環境影響要因の抽出	2
4	評価項目の選定	2
5	環境影響評価の地域の範囲	4
6	現況調査	4
7	予測	4
8	評価	4
9	環境保全対策	4
10	事後調査	4
11	フロー図	5
12	法令改正への対応	5
第3	環境保全目標	8
第2章	環境影響評価方法書等の作成	
第1	方法書の作成	12
第2	準備書の作成	13
第3	評価書の作成	15
第4	事後調査計画書の作成	16
第5	事後調査報告書の作成	16
第3章	調査、予測、評価及び事後調査の方法	
第1	大気質	
1	現況調査	17
2	予測	19
3	環境保全対策	20
4	評価	20
5	事後調査	20
第2	悪臭	
1	現況調査	21
2	予測	22
3	環境保全対策	23
4	評価	23
5	事後調査	23

第3	騒音	
1	現況調査	2 4
2	予測	2 6
3	環境保全対策	2 6
4	評価	2 7
5	事後調査	2 7
第4	低周波音	
1	現況調査	2 7
2	予測	2 8
3	環境保全対策	2 9
4	評価	2 9
5	事後調査	2 9
第5	振動	
1	現況調査	2 9
2	予測	3 1
3	環境保全対策	3 2
4	評価	3 2
5	事後調査	3 2
第6	水質・底質	
1	現況調査	3 3
2	予測	3 6
3	環境保全対策	3 6
4	評価	3 6
5	事後調査	3 6
第7	土壌・地下水汚染	
1	現況調査	3 7
2	予測	3 9
3	環境保全対策	4 0
4	評価	4 0
5	事後調査	4 0
第8	地盤沈下	
1	現況調査	4 1
2	予測	4 2
3	環境保全対策	4 3
4	評価	4 3
5	事後調査	4 3
第9	日照阻害	
1	現況調査	4 4
2	予測	4 4
3	環境保全対策	4 5

4	評価	4 5
5	事後調査	4 5
第 10	電波障害	
1	現況調査	4 5
2	予測	4 7
3	環境保全対策	4 7
4	評価	4 7
5	事後調査	4 7
第 11	交通	
1	現況調査	4 8
2	予測	4 9
3	環境保全対策	5 0
4	評価	5 0
5	事後調査	5 0
第 12	廃棄物	
1	現況調査	5 0
2	予測	5 1
3	環境保全対策	5 2
4	評価	5 2
5	事後調査	5 2
第 13	地球環境	
1	現況調査	5 3
2	予測	5 4
3	環境保全対策	5 4
4	評価	5 4
5	事後調査	5 5
第 14	気象	
1	現況調査	5 5
2	予測	5 6
3	環境保全対策	5 7
4	評価	5 7
5	事後調査	5 7
第 15	水象	
1	現況調査	5 8
2	予測	5 9
3	環境保全対策	6 0
4	評価	6 0
5	事後調査	6 0
第 16	地象	
1	現況調査	6 1

2	予測	6 3
3	環境保全対策	6 4
4	評価	6 4
5	事後調査	6 4
第 17 生態系		
1	現況調査	6 4
2	予測	6 8
3	環境保全対策	6 9
4	評価	6 9
5	事後調査	6 9
第 18 人と自然との触れ合い活動の場		
1	現況調査	7 0
2	予測	7 1
3	環境保全対策	7 1
4	評価	7 1
5	事後調査	7 1
第 19 景観		
1	現況調査	7 2
2	予測	7 4
3	環境保全対策	7 4
4	評価	7 4
5	事後調査	7 4
第 20 文化財		
1	現況調査	7 5
2	予測	7 6
3	環境保全対策	7 6
4	評価	7 6
5	事後調査	7 6

参考別表

工場又は事業場
 大規模小売店舗
 住宅・建築物

第1章 総論

第1 基本的事項

1 技術指針について

この技術指針は、高槻市環境影響評価条例（平成15年高槻市条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について、対象事業に共通するものを定めたものである。

事業者は、技術指針の定めるところにより、条例第12条の規定により環境影響評価の項目及び調査並びに予測・評価の手法を選定し、条例第13条の規定により環境影響評価を適正に実施するとともに、条例第7条の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、条例第14条の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び条例第25条の環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成するものとする。

なお、工場及び事業場の新設及び増設の事業、大規模小売店舗の新設及び増設の事業、住宅団地の新設の事業、又は建築物の新築の事業の実施に当たり、建築環境総合性能評価システムによる自主評価において、「Sランク（素晴らしい）」又は「Aランク（大変良い）」の評価結果が与えられた建築物に係る事業にあつては、環境の保全に係る適正な配慮が確保されているものと認め、方法書の作成及び提出に係る一連の手續を要しないこととする。

また、条例第28条の規定により事後調査の項目、手法、場所その他の方法を選定し、適正に実施するとともに、同項の事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）及び条例第31条の事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成するものとする。

本技術指針は、対象事業の全般について記述していることから、調査、予測及び評価にあつては、対象事業の種類や規模及び周辺地域の状況などを勘案し、項目や方法の絞込みを適切に行い、絞込みにあつては、環境項目が相互に関連していることから、関係する環境項目についても検討するものとする。

環境影響評価に関する今後の科学的知見の進展及び実施例の積み重ねに応じて、適切な時期に本技術指針の改定を行う。また、環境影響評価を実施するにあつては、最新の科学的知見と技術を勘案して行うものとする。

2 環境保全目標について

環境保全目標は、条例第6条第1項第3号の規定により良好な環境を維持していくために必要な水準として定める。

また、環境保全目標は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の規定に基づくダイオキシン類に係る環境基準、関係法令や各種の勧告に基づく基準・指針、環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画等を基に設定した。

第2 環境影響評価及び事後調査の実施手順

1 事業計画の策定

対象事業の計画の策定に当たっては、対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある行為及びその行為から発生する要因（以下「環境影響要因」という。）を幅広く捉えた上で、事業の実施区域、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見や高槻市環境基本計画及びその他の環境保全に関する諸計画に配慮した事業計画とするものとする。

事業者は、事業計画の策定に当たり、市と綿密に相談を行うものとする。

2 地域概況の把握

対象事業が影響を及ぼすと予測される地域の概況を把握するため、調査が必要な社会経済その他の項目（以下「関連調査項目」という。）及び予測・評価の対象となる項目（以下「環境項目」という。）を事業の内容及び地域の特性等を十分考慮して選定し、既存資料、文献の収集等により、把握し、その結果をとりまとめるものとする。

[関連調査項目]

人口、産業、交通、土地利用、水利用、関係法令、その他

[環境項目]

大気質、悪臭、騒音、低周波音、振動、水質・底質、土壌・地下水汚染、地盤沈下、日照障害、電波障害、交通、廃棄物、地球環境、気象、水象、地象、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、景観、文化財

3 環境影響要因の抽出

環境影響要因を対象事業の種類、規模及び内容を考慮して抽出するものとする。また、環境影響要因は、工事の実施、施設の供用及び施設等の存在の区分ごとに影響を及ぼすおそれのあるものを抽出するものとする。

4 評価項目の選定

3の項で抽出した環境影響要因を基に環境項目の中から評価項目を選定し、環境影響要因と評価項目の関連を別表1に従って整理するものとする。

また、選定しなかった環境項目はその理由を明らかにするものとする。

別表1 環境影響要因と評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容			選定する理由 選定しない理由
	小項目	工事の実施	施設の供用	施設等の存在	
大気質	環境基準設定項目 その他				
悪臭	悪臭				
騒音	騒音				
低周波音	低周波音				
振動	振動				
水質・底質	生活環境項目				
	健康項目				
	特殊項目				
	その他				
土壌・地下水 汚染	環境基準設定項目				
	その他				
地盤沈下	地盤沈下				
	液状化				
日照阻害	日照阻害				
電波障害	テレビ電波障害				
交通	交通				
	交通安全				
廃棄物	一般廃棄物				
	産業廃棄物				
地球環境	地球温暖化				
	オゾン層破壊				
気象	風向・風速				
	気温等				
	降水量				
水象	水象				
地象	地形、地質、傾斜地				
生態系	陸域生態系（動物）				
	陸域生態系（植物）				
	水域生態系（動植物）				
	生態系の構造と機能				
人と自然との触 れ合い活動の場	人と自然との触れ合 い活動の場				
景観	自然景観				
	歴史的・文化的景観				
	都市景観				
文化財	有形文化財等				
	埋蔵文化財				

備考：大気質、悪臭、水質・底質及び地下水・土壌汚染の小項目の欄には物質等名を記載する。

環境影響要因の内容欄には、具体的な要因の内容を記載する。

5 環境影響評価の地域の範囲

環境影響評価の地域の範囲は、対象事業の種類、規模及び内容並びに地域の特性等を勘案し、対象事業を実施することによって環境に影響が及ぶと予想される地域とする。

6 現況調査

環境の現況の把握のために行う現況調査（以下「現況調査」という。）は、4の項で選定した評価項目（方法書に対する方法市民意見書及び市長の方法意見書に基づいて見直した結果、新たに評価項目として追加した環境項目を含む。以下同じ。）について、第3章に基づき実施する。なお、既存資料を活用する場合は、できるだけ最新の資料を用いることとし、その出典を明らかにするものとする。

7 予測

予測は、数理解析、数値シミュレーション等を利用して可能な限り定量的に行うものとする。定量的に予測が困難な項目にあっては定性的に予測する方法とする。

予測方法は、対象事業の事業計画を前提に影響を過少に予測することのないよう適切な予測条件を設定し、各評価項目について第3章に従って実施する。また、予測に使用した諸条件は、その設定根拠を明らかにしておくこと。

予測の対象時期は、予測項目ごとに工事の実施、施設の供用及び施設等の存在を考慮して適切な時期とする。

8 評価

評価は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、総合的、かつ、客観的に判断するために行うものである。

予測を行った項目について、環境保全対策を考慮した予測結果と環境保全目標とを比較し、市民等の環境保全上の意見、環境保全のための知見を総合的に判断して、評価するものとする。

予測することが困難な項目を評価する場合は、既知の知見等により可能な限り評価を行うものとする。

評価を行うに際しては、予測の前提とした条件、環境保全対策を考慮して行うが、影響を過小に評価することのないように注意する必要がある。また、評価の前提とした条件等を明確にしておくものとする。

9 環境保全対策

影響の予測・評価の結果、新たな環境保全対策の検討が必要な場合には、その環境保全上の効果を加えて再度、予測・評価し、環境保全対策の措置を行ったときは、その内容について明らかにするものとする。

10 事後調査

事後調査は、事業者が対象事業の実施により及ぼす影響及び予測・評価の妥当性を把握することを目的に行うものである。

事後調査の項目は、対象事業の種類、規模及び影響の程度、地域環境の状況並びに予測の精度、環境保全対策の実効性等を勘案し、予測した項目の中から事後調査の実施が必要と判断される項目を選定するものとする。

事後調査の地域は、予測地域の中から選定することとし、事後調査の地点は、予測

を行った地点から選定することを原則とするものとする。

事後調査の方法は、現況調査を行った方法を原則とするが、調査が困難な場合は、他の適切な方法を用いることができるものとする。

事後調査の時期は、施設の供用後の予測時点を原則とする。また、調査期間は、対象事業の規模、種類及び影響の程度を勘案し、適切な期間を設定するものとする。

11 フロー図

基本的な実施手順を図1に、建築環境総合性能評価システムによる自主評価により方法書の作成及び提出に係る一連の手続を要しない場合の実施手順を図2に、まとめる。

12 法令改正への対応

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、評価を実施しようとする時点における関係法令等の定めに従うものとする。

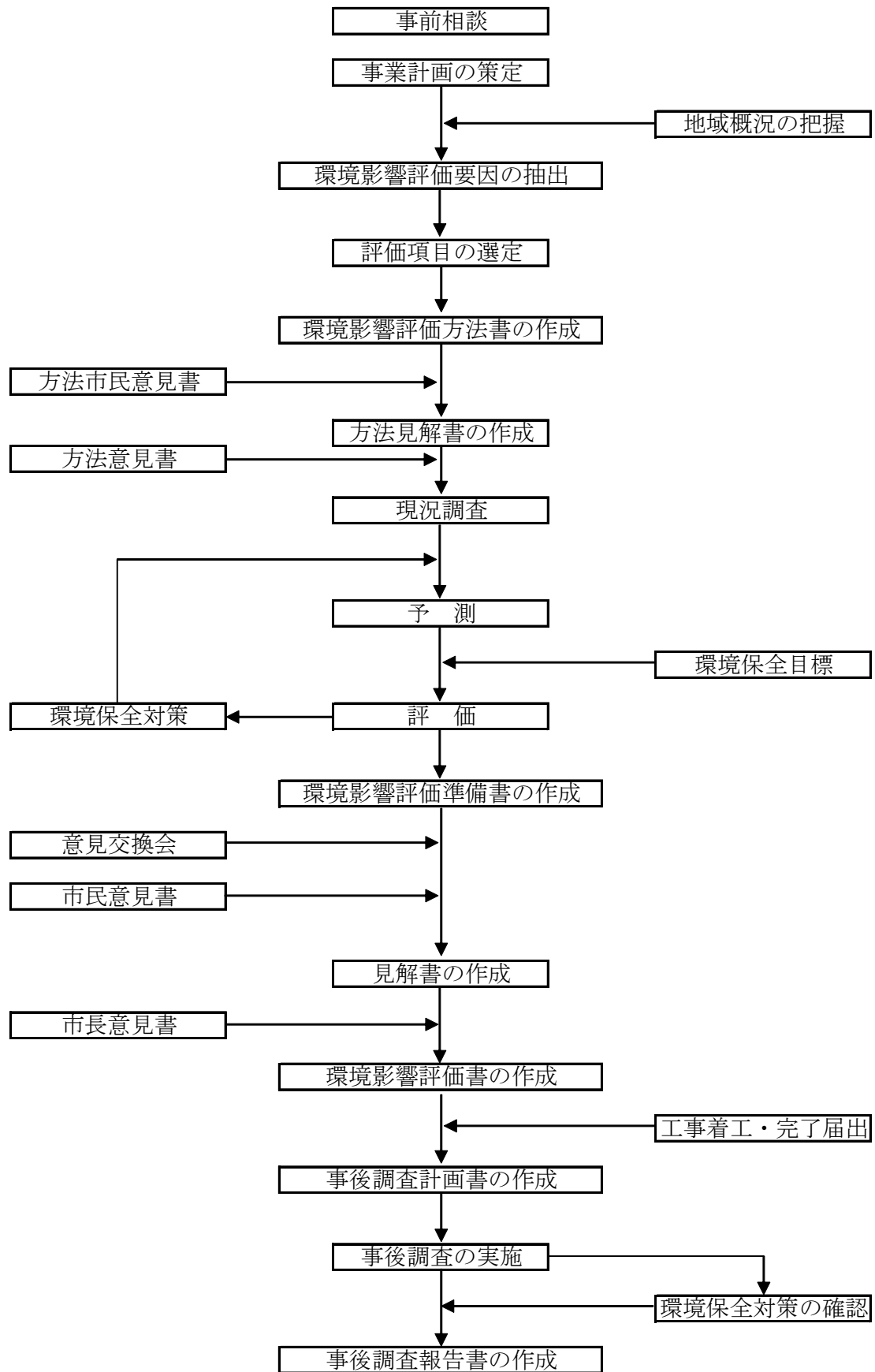


図1 環境影響評価及び事後調査の実施手順

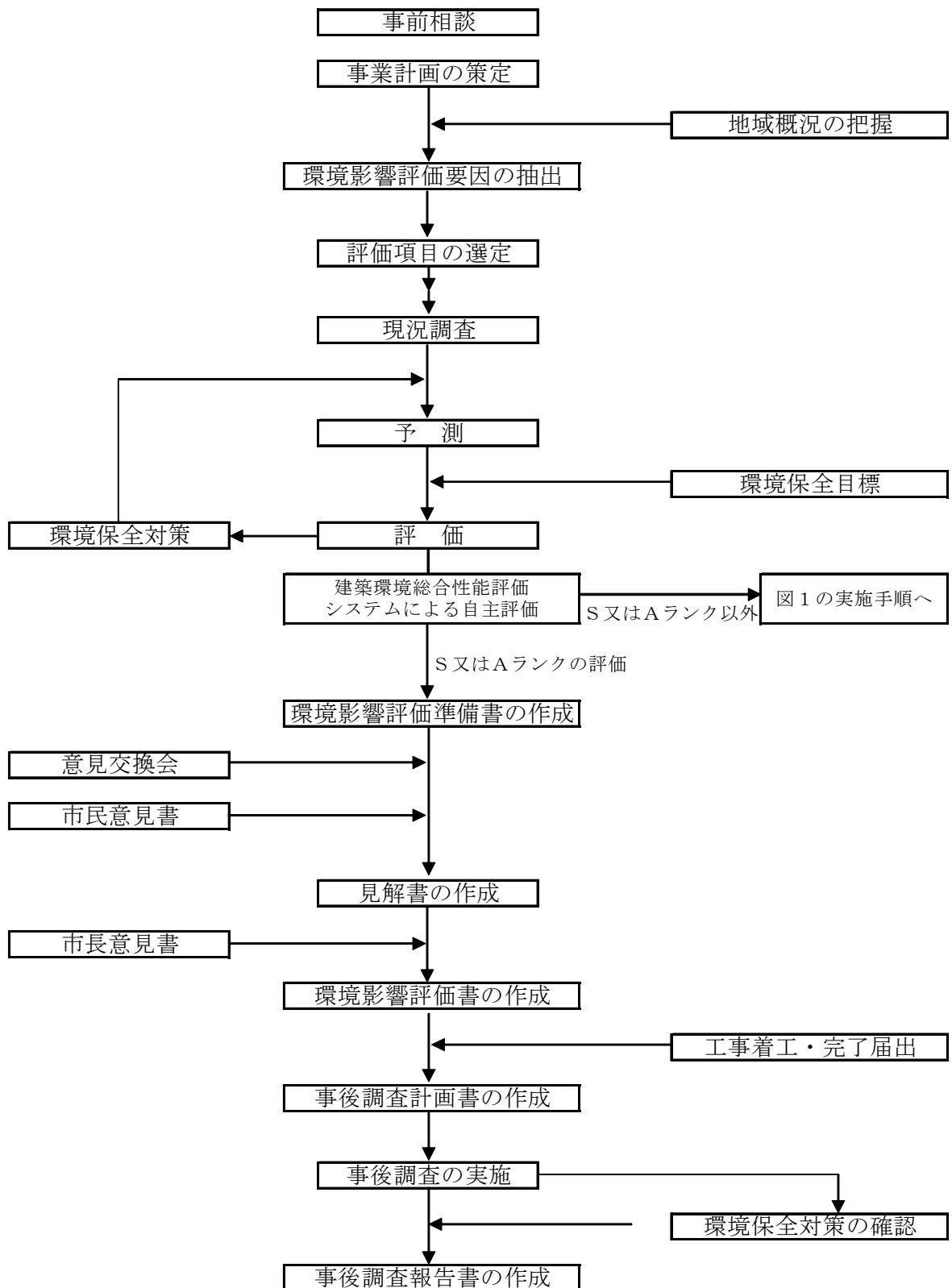


図2 環境影響評価及び事後調査の実施手順（建築環境総合性能評価システムによる自主評価を行う場合）

第3 環境保全目標

1 大気質

大気質に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める基準に適合するものであること。
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める基準に適合するものであること。
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に定める規制基準等に適合するものであること。
- (4) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

2 悪臭

悪臭に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に定める規制基準に適合するものであること。
- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 騒音

騒音に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める基準に適合するものであること。
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例（平成21年高槻市条例第11号）に定める規制基準に適合するものであること。
- (3) 在来鉄道、軌道又はモノレールの騒音については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年環大一第174号）に定める指針に適合するものであること。
- (4) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

4 低周波音

低周波音に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- (2) 大部分の地域住民が日常生活において支障を感じないとされる程度であること。

5 振動

振動に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 振動規制法（昭和51年法律第64号）及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
- (2) 在来鉄道、軌道又はモノレールの振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年環大特32号）に定める指針に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

6 水質・底質

水質及び底質に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 水質

ア 環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及び「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正する件」（平成15年環境省告示第123号）に定める基準に適合するものであること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。

ウ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

エ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

(2) 底質

ア ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。

イ 「底質の暫定除去基準について」（昭和50年環水管119号）の暫定除去基準値を超えないこと。

ウ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

7 土壌・地下水汚染

土壌汚染及び地下水汚染に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 土壌汚染

ア 環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める基準に適合するものであること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準に適合するものであること。

ウ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

(2) 地下水汚染

ア 環境基本法に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）に定める基準に適合するものであること。

イ 水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

ウ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

8 地盤沈下

地盤沈下に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 工業用水法（昭和31年法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に定める地下水採取の規制基準に適合するものであること。

(2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

9 日照阻害

日照阻害に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 日影時間が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び高槻市建築基準法施行条例（平成12年高槻市条例第6号）に適合するものであること。

(2) 高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

10 電波障害

電波障害に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

11 交通

交通に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

12 廃棄物

廃棄物に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

(1) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び「資源の有効な利

用の促進に関する基本方針」（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に適合するものであること。

- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

13 地球環境

地球環境に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に適合するものであること。
- (2) 地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年総理府告示第23号）に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

14 気象

気象に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- (2) 風系の変化が周辺地域に災害を引き起こさないよう適切な配慮がなされていること。

15 水象

水象に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の防止、水源の確保等に支障を及ぼさないこと。
- (2) 地下水の水位及び湧水の流量に著しい影響を及ぼさないこと。

16 地象

地象に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 周辺地域の土地の安定性を損なわないよう適切な配慮がなされていること。

17 生態系

生態系に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に適合するものであること。
- (2) 生物多様性の視点から、貴重な動物・植物の生育する環境を保全するとともに、対象事業の施行地においては緑を中心とする自然の回復に努め、その周辺地域の生態系に著しい影響を与えないよう配慮されていること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

18 人と自然との触れ合い活動の場

人と自然との触れ合い活動の場に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 人と自然との触れ合い活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。

- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

19 景観

景観に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 優れた景観を保全するとともに、対象事業の施行地においては、良好な景観の創造に努め周辺の景観と調和を図るよう配慮されていること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）、大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）及び高槻市景観条例（平成21年高槻市条例第8号）に適合するものであること。
- (3) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画、要綱等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

20 文化財

文化財に係る環境保全目標は、次に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）及び高槻市文化財保護条例（昭和44年高槻市条例第47号）に適合するものであること。
- (2) 環境基本計画、大阪府環境総合計画、高槻市環境基本計画及び高槻市が定めた計画等の中で当該地域について設定している環境の目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

第2章 環境影響評価方法書等の作成

第1 方法書の作成

方法書は、事業計画及び環境影響要因を基にして検討した評価項目、予測・評価の方法及びこれに必要な現況調査の方法を記載したもので、事前に縦覧し、市民及び市長の環境保全上の意見を聴くことにより、準備書の作成等に必要な情報を可能な限り集約できるようにするためのものである。

方法書の記載内容は以下のとおりとする。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- 3 対象事業を実施する区域
対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 対象事業の目的
- 5 対象事業の事業計画
環境保全上考慮した事項を含め、土地利用、施設、設備及び工事計画等について地図、図面を添付して記載するものとする。
- 6 環境影響要因及び環境影響評価項目
 - (1) 環境影響要因

環境影響要因の把握内容を工事の実施、施設の供用及び施設等の存在に分けてとりまとめ記載するものとする。

(2) 環境影響評価項目の抽出

環境影響評価項目の抽出結果を別表1に準じて記載するものとする。

なお、別表1の大気質、悪臭、水質・底質、地下水・土壌汚染の小項目の欄には、取り扱うことが予想される物質等名を記載するものとする。

また、選定する理由及び選定しない理由について、別表1の当該欄に記載できない場合は、別に記載するものとする。

7 環境影響評価の調査、予測・評価の手法

現況調査及び予測・評価の項目並びに方法は、市長の方法意見書を勘案するとともに市長が事業者へ送付した方法市民意見書に配意し、方法書に検討を加えた上で実施するものとする。

(1) 現況調査

既存資料から得られた地域の概況の把握内容、環境影響の要因及び評価項目の抽出結果を基に現況調査を行う項目、地域、時期、方法等について、各環境項目の現況調査の方法等に従って検討し、とりまとめ記載するものとする。

なお、調査地域については、調査地点、範囲等を示す図面を添付する。

(2) 予測

各環境項目の予測の方法に従って検討し、予測項目、予測地域、予測時点、予測方法を取りまとめ記載するものとする。

なお、濃度の計算を行う場合は、年平均、日平均、時間値等の別を予測項目の欄に明記するものとする。

(3) 評価

各環境項目の環境保全目標を基に、当該事業に係る評価の指針を整理するものとする。

8 環境影響評価の地域の範囲

環境影響評価の地域の範囲は、地図、図面を用いて記載するものとする。

なお、環境影響評価の地域の範囲を設定した根拠、理由等を記載するものとする。

9 許認可との関係

対象事業の実施にあたり必要となる許認可について、許認可の根拠となる法律、条例の名称及び条項を記載するものとする。

10 方法書の作成を委託する場合

方法書の作成にあたって、その全部または一部を委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）を記載するものとする。

第2 準備書の作成

準備書は、調査、予測・評価を行った結果について、次の事項を取りまとめ、作成するものとする。

なお、準備書は、縦覧により市民等から意見を求めるための図書となるものである

ので、可能な限り具体的かつ理解しやすい表記に努めるものとする。

また、意見交換会での配布等のために、準備書の内容をわかりやすく整理した要約書を作成するものとする。

準備書の記載内容は以下のとおりとする。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- 3 対象事業を実施する区域
対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 対象事業の目的
- 5 対象事業の事業計画
環境保全上考慮した事項を含め、土地利用、施設、設備及び工事計画等について地図、図面を添付して記載するものとする。
なお、事業計画の具体化並びに調査、予測・評価の過程を通じて、予測の前提条件となる事項については定量的に示すこととする。また、方法書がある場合、記載した事項に必要な修正を行うこととする。
- 6 地域の概況
実施手順2地域概況の把握に掲げる関連調査項目及び環境項目について取りまとめた結果を記載するものとする。なお、条例第7条の規定により方法書を作成する必要がないと市長が認めた場合にあつては、該当する対象事業ごとの参考別表を基に、方法書の環境影響評価項目の抽出に準じて取りまとめるものとする。
- 7 方法見解書
条例第9条第1項の規定により市長に対して提出された方法市民意見書の概要及び条例第9条第3項の規定により市長に提出された事業者の見解を対比させて記載するものとする。ただし、条例第7条の規定により方法書を作成する必要がないと市長が認めた場合にあつては、この限りではない。
- 8 方法意見書に対する事業者の見解
条例第10条第3項の規定により市長が事業者に送付した方法意見書及びこれに対する事業者の見解を対比させて記載するものとする。ただし、条例第7条の規定により方法書を作成する必要がないと市長が認めた場合にあつては、この限りではない。
- 9 環境影響評価の地域の範囲
環境影響評価の地域の範囲は、地図、図面を用いて記載するものとする。
なお、環境影響評価の地域の範囲を設定した根拠、理由等を記載するものとする。
- 10 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む）
評価項目ごとに、調査、予測・評価の結果にとりまとめ記載するものとする。また、予測・評価においては、工事の実施、施設の供用及び施設等の存在を分けて記載するものとする。
なお、方法書で設定した評価項目を追加又は削除した場合には、その理由を明記するものとする。

(1) 現況調査

現況調査の項目、調査地域、調査時期、調査方法及び調査の結果を、地図、図表等を用いて記載するものとする。

(2) 予測

予測の前提、予測項目、予測時点、予測地域、予測方法及び予測結果について、地図、図表等を用いてわかりやすく記載するものとする。また、環境保全の観点から代替案について環境影響評価を検討した場合は、その内容についても記載するものとする。

なお、予測に使用した諸条件は、その設定根拠を明らかにしておくこととする。

(3) 評価

予測した項目の評価の結果を記載するものとする。

11 環境の保全のための措置

環境保全対策の内容をまとめて整理するものとする。

12 事後調査の計画

対象事業の種類、規模及び事業実施場所周辺の環境の状況、影響の程度、環境保全対策の実効性等を勘案し、事後調査を実施する必要があると判断した評価項目について、事後調査の地域、期間及び方法を検討し、その実施計画を記載するものとする。

13 準備書の作成を委託する場合

準備書の作成にあたり、その全部または一部を委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）を記載するものとする。

第3 評価書の作成

評価書は、市長意見書を勘案するとともに、準備書について市長が事業者に送付した市民意見書に配意し、準備書の記載事項に検討を加えた上で、次の事項をとりまとめ、作成するものとする。

また、準備書の場合と同様に理解しやすい表記方法を用いるものとする。

1 準備書に記載した事項

「準備書の作成」に準じて評価書を取りまとめる。

2 見解書の概要

条例第17条第3項の規定により事業者から市長に提出された報告書の意見の概要、条例第18条第2項の規定により市長が事業者に送付した市民意見書の概要及び条例第20条第2項の規定により市長が事業者に送付した公述意見書の概要並びにこれらに対する事業者の見解を対比させて記載するものとする。

3 市長意見書に対する事業者の措置

条例第23条第2項の規定により市長が事業者に送付した市長意見書及びこれに対する事業者の措置を対比させて記載するものとする。

4 評価書の作成を委託する場合

評価書の作成にあたり、その全部または一部を委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）を

記載するものとする。

第4 事後調査計画書の作成

事後調査計画書には、評価書に記載した事後調査の計画に基づき具体化させた事後調査の実施方法等を記載するものとする。

記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類、目的及び規模
- 3 対象事業を実施する区域
対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 事後調査の方法
具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度並びに調査方法について記載するものとする。
調査方法は、現況調査の方法を原則とするが、調査の対象となる事業の内容及び調査地点を勘案して選定するものとする。
- 5 事後調査計画書の作成を委託する場合
事後調査計画書の作成にあたって、その全部または一部を委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）を記載するものとする。

第5 事後調査報告書の作成

事後調査報告書は、事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等を記載するものとする。記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）
- 2 対象事業の名称、種類、目的及び規模
- 3 対象事業を実施する区域
対象事業を実施する区域は、地図、図面を用いて記載するものとする。
- 4 事後調査の結果
当該事後調査報告書で報告する事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度並びに調査方法を「事後調査計画書の作成」に準じて記載するものとする。
- 5 事後調査の結果と検証
事後調査の結果を記載するとともに、事後調査結果を予測の結果又は環境保全目標と比較検討することにより、影響の程度及び環境保全対策の実効性等を明らかにすることとする。
なお、検証の結果、実際の影響の程度が予測の結果を上回ると判断した場合には、その原因を解明するとともに、新たな環境保全対策の実施が必要と考えられる場合にはその内容を記載するものとする。
- 6 事後調査報告書の作成を委託する場合

事後調査報告書の作成にあたって、その全部または一部を委託して行った場合は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名）を記載するものとする。

第3章 調査、予測、評価及び事後調査の方法

第1 大気質

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 大気質の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 二酸化硫黄
- ② 二酸化窒素
- ③ 一酸化炭素
- ④ 浮遊粒子状物質
- ⑤ 微小粒子状物質
- ⑥ 光化学オキシダント
- ⑦ 非メタン炭化水素
- ⑧ 全炭化水素
- ⑨ ベンゼン
- ⑩ トリクロロエチレン
- ⑪ テトラクロロエチレン
- ⑫ ジクロロメタン
- ⑬ ダイオキシン類
- ⑭ 有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）
- ⑮ その他必要な物質

イ 関連調査項目

- ① 気象の状況
風向・風速、大気安定度等の気象の状況を調査する。
- ② 地形及び地物の状況
大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を調査する。
- ③ 土地利用の状況
学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。
なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
- ④ 発生源の状況
大気質の発生源となるおそれのある工場・事業場等の主要な発生源の位置、分布及びその発生の状況を調査する。
- ⑤ 自動車交通量等の状況

自動車交通量、車種構成、道路構造等（以下「自動車交通量等」という。）の状況を調査する。

⑥ 法令による基準等

大気汚染防止法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び気象状況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により大気質に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 大気質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間及び頻度

大気質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、大気質の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 測定方法

測定方法は、次に掲げる測定方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 環境基準が定められている項目

- (a) 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
- (b) 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
- (c) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
- (d) 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
- (e) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法

b 環境基準の定められていない項目

- (a) 非メタン炭化水素
「環境大気中の鉛、炭化水素の測定法について」（昭和52年環大企第61号）に定める方法
- (b) 有害物質
「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（環境省）に定める方法
- (c) その他必要な物質
「大気汚染物質測定法指針」（環境省）、日本工業規格（JIS）等に定める方法

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 観測期間

観測期間は、大気質の状況の調査を行う期間に準じる。

b 観測地点

観測地点は、地域の概況等を考慮して、大気質の状況の解析及び大気質の変化の予測を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法による。

② 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 自動車交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 大気汚染防止法

b ダイオキシン類対策特別措置法

c 大阪府生活環境の保全等に関する条例

d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により大気中の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業に実施によりその寄与する濃度及び大気中の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

予測は原則として年平均値で行うこととするが、対象事業等の大気汚染物質の排出特性、地域の大気汚染の状況及び気象状況を勘案し、必要に応じ、1時間値あるいは日平均値についても予測する。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、予測手法が確立されるまでの間、予測・評価は行わないものとする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点は、予測地域の中から住宅等の分布状況、気象の状況、交通の状況を勘案して必要に応じ、選定する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、大気汚染物質が大気に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

また、予測条件が不確定な場合にあつては、数種の予測条件により予測を行う。

ア 大気拡散式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により大気質に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点とする。ただし、濃度分布など影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的地点を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法、又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第2 悪臭

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 悪臭の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び悪臭物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 臭気指数（又は臭気濃度）
- ② 悪臭物質（アンモニア等の悪臭防止法施行令第1条で定める22物質）
- ③ その他必要な物質

イ 関連調査項目

① 気象の状況

風向・風速、大気安定度等の気象の状況を調査する。

② 地形及び地物の状況

悪臭物質の移流、拡散等に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を調査する。

③ 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。
なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

④ 発生源の状況

工場・事業場等主要な発生源の位置、分布及びその発生の状況を調査する。

⑤ 法令による基準等

悪臭防止法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び気象状況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により悪臭が影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 悪臭の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間及び頻度

悪臭の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、悪臭物質の濃度等の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 測定方法

測定方法は、次に掲げる測定方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

(a) 「臭気指数の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法

(b) 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法

(c) その他必要な物質・項目等

日本工業規格(JIS)等に定める方法

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 観測期間

観測期間は、悪臭の状況の調査を行う期間に準じる。

b 観測地点

観測地点は、地域の概況等を考慮して、悪臭の状況の解析及び予測を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法による。

② 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査により調査する。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 悪臭防止法

b その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により悪臭物質の影響が及ぶ地域の範囲で調査項目として選択した項目とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、予測地点は、予測地域の中から住宅等の分布状況、気象の状況を勘案して必要に応じ、選定する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、悪臭物質の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 大気拡散式による方法

イ 模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により悪臭が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査の項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。ただし、濃度分布など影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的地点

を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第3 騒音

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 騒音の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び騒音の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 環境騒音
- ② 自動車騒音
- ③ 鉄軌道騒音

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

騒音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び地物の状況を調査する。

② 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

③ 発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況を調査する。

④ 自動車交通量等の状況

自動車交通量等の状況を調査する。

⑤ 法令による基準等

騒音規制法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により騒音に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 騒音の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間

a 環境騒音

環境騒音の平均的な状況を適切に把握し得る期間を選定する。

b 自動車騒音

平日・休日の交通量の変化等を勘案し、自動車騒音の平均的な状況を適切に把握し得る期間を選定する。

c 鉄軌道騒音

調査期間は、鉄軌道騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

② 調査地点

a 環境騒音

地域の特性を考慮して、騒音の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 自動車騒音、鉄軌道騒音

事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、騒音レベルの変化が予想される範囲で対象事業による騒音の伝搬傾向を把握し得る地点とする。

③ 測定方法

測定方法は、次に掲げる測定方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 環境騒音、自動車騒音

「騒音に係る環境基準について」に定める方法

b 鉄軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める方法

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 発生源の状況

道路、鉄軌道、工場・事業場等主要な発生源の分布等について、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

自動車騒音を現地調査する場合は、調査期間中に3車種分類（大型、小型、二輪）の交通量、車速等（以下「交通量等」という。）の調査を合わせて行う。

④ 交通量等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 騒音規制法

b 高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例

c 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）

d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により騒音の影響が及ぶ地域の範囲、騒音の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。

ア 環境騒音

対象事業の事業内容等を勘案し、周辺の住居等において「騒音に係る環境基準について」に定める等価騒音レベル

イ 自動車騒音

「騒音に係る環境基準について」に定める等価騒音レベル

ウ 鉄軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に定める等価騒音レベル

エ 工場・事業場騒音

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に定める評価方法による騒音レベル

オ 建設作業騒音

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める評価方法による騒音レベル

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的地点を選定する。その際に住宅等の分布状況によっては、高さ方向の影響も勘案して選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中であっては、騒音の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあっては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により騒音が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第4 低周波音

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 低周波音の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び低周波音の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 一般環境

② 道路

③ 鉄軌道

イ 関連調査項目

① 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

② 発生源の状況

道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、施設の供用により低周波音が影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 低周波音の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 調査期間及び時間帯

低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。なお、調査の時間帯については対象事業により低周波音が発生する時間帯とする。

② 調査地点

調査地点は、事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、低周波音の音圧レベルの状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 測定方法

低周波音の測定方法は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）に定める方法

イ 関連調査項目

① 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 発生源の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により低周波音の影響が及ぶ地域の範囲、音圧レベル及びG特性音圧レベルとする。

なお、必要に応じて1/3オクターブバンドレベルについても予測する。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的地点を選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、低周波音の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ア 伝搬理論計算式による方法
- イ 経験的回帰式による方法
- ウ 類似事例を参考にする方法
- エ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により低周波音が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第5 振動

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 振動の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び振動の発生特性等を考慮して、次の項目から選定する。

- ① 一般環境中の振動（以下「環境振動」という。）
- ② 道路交通振動
- ③ 鉄軌道振動

イ 関連調査項目

- ① 地盤及び地形の状況
振動の伝搬に影響を及ぼすおそれがある地盤（地盤卓越振動数を含む）及び地形の状況を調査する。
- ② 土地利用の状況
学校、病院、住宅等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。
なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
- ③ 発生源の状況
道路、鉄道、工場・事業場等主要な発生源の分布及びその発生源の状況を調査する。
- ④ 法令による基準等
振動規制法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により振動が影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 振動の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- ① 調査期間
 - a 環境振動
環境振動の平均的な状況を適切に把握し得る日とし、原則として1日以上実施する。
 - b 道路交通振動
平日・休日の交通量の変化等を勘案し、道路交通振動の状況を適切に把握し得る期間とし、原則として1日以上実施する。
 - c 鉄軌道振動
調査期間は、鉄軌道振動の状況を適切に把握し得る期間とする。
- ② 調査地点
 - a 環境振動
地域の特性を考慮して、振動の状況を適切に把握し得る地点とする。
 - b 道路交通振動、鉄軌道振動
事業の種類、特性及び地域の特性等を考慮して、振動レベルの変化が予想される範囲で対象事業による振動の伝搬傾向を把握し得る地点とする。
- ③ 測定方法

測定方法は、次に掲げる測定方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 環境振動

「日本工業規格（J I S）」に定める方法に準じる方法

b 道路交通振動

「振動規制法施行規則別表第2備考」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法

c 鉄軌道振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める方法に準ずる方法

イ 関連調査項目

① 地盤及び地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

道路交通振動を現地調査する場合は、調査期間中に交通量等の調査を合わせて行う。

④ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 振動規制法

b 高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例

c 幹線道路の沿道の整備に関する法律

d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により振動の影響が及ぶ地域の範囲、振動の種類ごとに次に掲げる評価値で予測する。

ア 道路交通振動

「振動規制法施行規則別表第2備考」に定める評価方法による振動レベル

イ 鉄軌道振動

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める方法に準じた上位半数の通過時のピークレベルの算術平均値

ウ 工場・事業場振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める評価方法による振動レベル

エ 建設作業振動

「振動規制法施行規則別表第1備考」に定める評価方法による振動レベル

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

予測地点については、予測地域の中から住宅等の分布状況、交通の状況等を勘案して代表的地点を選定する。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、振動の影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にある場合は、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 伝搬理論計算式による方法

イ 経験的回帰式による方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施により振動が及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第6 水質・底質

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 水質及び底質の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 水質の状況

a 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量等の「大阪府公共用水域の水質測定計画」（以下、「大阪府水質測定計画」という。）で定める生活環境項目

b 健康項目

カドミウム、全シアン等の大阪府水質測定計画で定める健康項目

c 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類等の大阪府水質測定計画で定める特殊項目

d その他

トリハロメタン生成能、クロロホルム等の大阪府水質測定計画で定める項目、ダイオキシン類

② 底質の状況

乾燥減量、強熱減量等の「底質調査方法」（環境省）で定める項目、ダイオキシン類

イ 関連調査項目

① 気象の状況

気温、降水量等の気象の状況を調査する。

② 水象の状況

河川の水温、流量、流速、流達時間及び自浄能力等の流況並びに河川の形態の水象の状況を調査する。

③ 利水等の状況

水道用水、工業用水、農業用水等としての利用状況を調査する。

④ 土地利用の状況

農用地、宅地、森林、原野等の分布や面積割合等の土地利用の状況を調査す

る。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

⑤ 発生源の状況

工場・事業場、下水処理場等主要な発生源の分布状況とこれらの発生源からの排水状況等を調査する。

⑥ 法令による規制基準等

水質汚濁防止法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により水質に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

ア 水質の状況

① 調査期間及び頻度

水質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、水質の状況を適切に把握し得る地点とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法

b 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年環水規第121号）に定める方法

c 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法

d 「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法

e 「ゴルフ場に係る農薬の水質検査技術マニュアル」（大阪府）に定める方法

イ 底質の状況

① 調査期間及び頻度

底質の予測・評価物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

② 調査地点

調査地点は、地域の概況等を考慮して、底質の状況を適切に把握し得る地点

とする。

③ 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

a 採泥方法

採泥方法は、「底質調査方法」等による。

b 分析方法及び溶出試験方法

分析方法は、次に掲げる分析方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

(a) 「底質調査方法」に定める方法

(b) 「日本工業規格（J I S）」に定める方法

(c) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（環境省）に定める方法

ウ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

a 調査地点

水質の変化の予測を行うために必要な水象の状況を適切に把握し得る地点とする。

b 調査期間及び頻度

水質の変化の予測を行うために必要な水象の状況を適切に把握し得る期間及び頻度とする。

c 調査方法

「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法に準じる。

③ 利水等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 発生源の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 水質汚濁防止法

b 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）

c ダイオキシン類対策特別措置法

- d 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- e 高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例
- f 開発事業の手續等に関する条例（平成15年高槻市条例第42号）
- g その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により水質・底質の汚濁物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び水質・底質の汚濁物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、水質汚濁物質が水質・底質に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ア 原単位手法による方法
- イ 数理解析手法による方法
- ウ 水理模型実験による方法
- エ 類似事例を参考にする方法
- オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が水質・底質に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。ただし、濃度分布など環境影響を面的に予測し、その状況について現地調査を行う場合は、予測地域内に代表的地点を設定して調査地点とすることができる。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とするが、事業の規模、種類及び影響の程度を勘案することにより簡易調査による方法とすることができる。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第7 土壌・地下水汚染

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 土壌・地下水汚染の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び土壌汚染物質及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。

① 土壌汚染の状況

カドミウム、全シアン等の「土壌の汚染に係る環境基準について」で定める項目、ダイオキシン類

② 地下水汚染の状況

カドミウム、全シアン等の「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」で定める項目、ダイオキシン類

イ 関連調査項目

① 土地利用の履歴等の状況

事業計画地について、過去の土地利用の履歴、過去においてア－①及びア－②に掲げる物質を取り扱っていた事業場の設置状況等を調査する。

② 気象の状況

降水量及び風向・風速の状況を調査する。

③ 地下水の状況

地下水の分布、規模、水位、流向、流量、河川水量、蒸発散量等及び利用の状況を調査する。

④ 地形及び地質の状況

水の流れ及び地下浸透に影響を及ぼすおそれのある地形、地質及び植生等の状況を調査する。

⑤ 土地利用の状況

学校、病院、公園、住宅、農地、水路等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

⑥ 発生源の状況

ア①に掲げる物質を取り扱っている主な工場・事業場の分布及び発生源の状況を調査する。

⑦ 法令による基準等

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により土壌・地下水に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 土壌・地下水汚染の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 土壌汚染の状況

a 調査期間

土壌汚染物質等の濃度の状況を適切に把握し得る期間とする。

b 調査地点

地域の概況等を考慮して、土壌汚染の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法のうちから調査項目に応じて選択した方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

(a) 「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に定める方法

(b) 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法

(c) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法

(d) 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省）に定める方法

② 地下水汚染の状況

a 調査期間及び頻度

対象事業の種類、規模及び地下水の特性を考慮して、地下水質の変化を把握することのできる期間、頻度とする。

b 調査地点

地下水の流動状況を考慮し、汚染物質の濃度の変化が想定される範囲で地下水質の変化を十分把握できる地点とする。

c 調査方法

調査方法は、次に掲げる調査方法による。

ただし、これと同等又は同等以上の調査結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

(a) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法

(b) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

イ 関連調査項目

① 土地利用の履歴等の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 地形及び地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑥ 発生源の状況

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑦ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

b 水質汚濁防止法

c 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

d ダイオキシン類対策特別措置法

e 大阪府生活環境の保全等に関する条例

f 高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例

g その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により土壌・地下水の汚染物質濃度に変化を及ぼすと予想される物質で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の実施によりその寄与する濃度及び土壌・地下水の汚染物質濃度の変化が及ぶ範囲における地域の将来の濃度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

ア 土壌汚染

予測は、対象事業の種類、規模及び地域の状況等を考慮して、既存類似例から推定する方法等による。

イ 地下水汚染

予測方法は、対象事業の種類及び規模、地形及び地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ① 水理モデルを用いた予測式による方法
- ② 模型実験による方法
- ③ 類似事例を参考にする方法
- ④ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が土壌・地下水に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。ただし、地下水質の環境調査での検証が困難な場合は、発生源調査とする。この場合、施設の稼働等の状況についても把握するものとする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、事後調査項目ごとに設定するものとし、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第8 地盤沈下

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地盤沈下の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮して、次の項目から選定する。

① 地盤沈下量

② 地下水位

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

水の流れ及び地下浸透、液状化に影響を及ぼすおそれのある地形、地質、土の透水性、圧密状態、帯水層の貯留係数、液状化P L値等を調査する。

② 気象の状況

降水量等の状況を調査する。

③ 地下水の状況

地下水の分布、規模、水位、流動、流量、河川水量、蒸発散量等及び利用の状況を調査する。

④ 土地利用の状況

学校、病院、公園、住宅、農地、水路等の分布状況、その他の土地利用の状況を調査する。

なお、将来の土地利用の計画についても調査する。

⑤ 法令による基準等

工業用水法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により地盤沈下が生ずると予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 地盤沈下の状況

① 地盤沈下量

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 地下水位

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 液状化

既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地盤の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

現地調査を実施する場合は、ボーリング調査、土質試験、物理探査、揚水試験等の方法による。

② 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 地下水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 土地の利用状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

⑤ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

- a 水質汚濁防止法
- b 工業用水法
- c 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- d 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- e その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により地下水の採取による地盤沈下及び地下水位の変動が生じるおそれのある地域の範囲及びその程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、地盤沈下への影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

ア 地盤沈下の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ① 圧密沈下理論等の理論式による方法
- ② 類似事例を参考にする方法

③ 上記と同等又は同等以上の方法

イ 地下水位の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

① 工事施行計画を基に地下水に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法

② 数理モデルを用いた予測式による方法

③ 模型実験による方法

④ 類似事例を参考にする方法

⑤ 上記と同等又は同等以上の方法

ウ 液状化の変化の程度

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

① ボーリングデータによる簡易判定による方法

② 類似事例を参考にする方法

③ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が地盤沈下及び地下水位等に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第9 日照障害

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 日照障害の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 日影時間

② 日影範囲

イ 関連調査項目

① 地形の状況

土地の高低、斜面等地形の状況を調査する。

② 土地利用の状況

学校、病院、住宅等の分布状況等、周辺地域における建物の存在の状況を調査する。

③ 法令による基準等

建築基準法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、施設の供用により日照に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 日照障害の状況

調査は、影響を受けるおそれのある建物等における冬至日の日照状況（日影時間、日影範囲）について、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地形の状況

調査は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 法令による基準等

次の法令の規制基準等を整理する。

a 建築基準法

b 高槻市建築基準法施行条例

c 開発事業の手続等に関する条例

d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測事項は、対象事業の実施により、冬至日における日影の範囲及びその程度並びに主要な地点における日照状況の変化とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の施設等の建設工事が完了した時期とする。

(4) 予測方法

予測方法は、日影図の作成による。なお、日影図は建築基準法（昭和25年法律第201号）を基に作成する。

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が日照阻害を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、施設の供用後について検討する。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、日影時間及び日影範囲とする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第10 電波障害

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 電波障害の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① テレビの受信画質の状況
- ② テレビ電波の強度の状況
- ③ 共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態

イ 関連調査項目

① 地形の状況

テレビ電波の伝搬に影響を及ぼすおそれのある土地の起伏等の状況を調査する。

② テレビ電波の送信施設の状況

テレビ電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力等の送信条件及び距離等の送信条件を調査する。

③ 土地利用の状況

高層建築物及び住宅等の分布状況並びに用途地域の指定の状況を調査する。

④ 法令による基準等

開発事業の手続等に関する条例等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、施設の供用により電波障害を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 電波障害の状況

調査は、現地調査とし、原則として次に掲げる方法により行う。

① 調査地点

調査地点は、調査地域内に設定する。

なお、障害を及ぼすと推定される地域の境界部分等においては、必要に応じ調査地点を追加する。

② 調査方法

a テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行うものとし、必要に応じてビルの屋上等でも行う。

b 受信形態の調査は、聞き取り調査等により行う。

c テレビ電波の送信状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

イ 関連調査項目

① 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② テレビ電波の送信施設の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

④ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

- a 開発事業の手續等に関する条例
- b その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測事項は、対象事業の種類及び計画内容を考慮して、次の中から選択する。

- ア 建物等の設置による遮へい障害、反射障害及びゴースト障害が及ぶ地域の範囲
- イ 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害が及ぶ地域の範囲及びその発生の頻度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の施設等の建設工事が完了した時期とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ① 障害の理論式による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 列車の走行による発生頻度は、運行計画等を基にする方法
- ④ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴う電波障害を可能な限り回避し、又は低減するための措置を施設の供用後について検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、テレビ電波の電界強度及びテレビ画像評価とする。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

- 事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。
- (4) 事後調査方法
- ア 事後調査地点
事後調査地点は、予測地点の中から選定する。
- イ 事後調査方法
事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。
- (5) 結果の検証
調査結果の検証は、環境保全目標の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第11 交通

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 交通の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 道路等の状況

- a 対象事業の実施区域に関連性の高い国道等の状況及び対象事業との関連が想定される交通計画の状況
- b 道路の種類、幅員構成、交差点の位置、構造及び信号制御方法、通学路の状況並びに通学時間帯及びバス等の公共交通の状況並びに駐車場の設置状況

② 交通量の状況

自動車交通及び歩行者の方向、量、渋滞等の状況

③ 交通安全施設、交通安全対策等の状況

- a 歩道、横断歩道等の交通安全施設の設置状況

④ 対象事業の計画の状況

工事の実施中及び施設の供用後の発生集中交通量

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

道路法(昭和27年法律第180号)等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により交通に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 交通の状況

① 道路等の状況

- a 道路等の状況は、既存資料により明らかにする。また、交通計画については、府及び市の交通計画、都市計画道路網等の最新の既存資料の整理・解析の方法による。
- b 既存資料の整理・解析、道路管理者等からの聞き取り調査又は現地調査の

方法による。

- ② 交通量の状況
既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
現地調査は、交通の状況を適切に把握できる期間及び地点において行う。
- ③ 交通安全施設、交通安全対策等の状況
既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ④ 対象事業の計画の状況
事業計画等により明らかにする。

イ 関連調査項目

- ① 法令による基準等
次の法令の基準等を整理する。
 - a 道路法
 - b 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）
 - c 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）
 - d 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）
 - e 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - f 開発事業の手続等に関する条例
 - g 高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例（昭和57年高槻市条例第21号）
 - h 高槻市違法駐車等の防止に関する条例（平成8年高槻市条例第12号）
 - i その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により交通に変化を及ぼすと予想される項目で調査項目として選択した項目とする。また、対象事業の規模、種類を勘案しピーク時間帯における状況等を考慮する。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。
また、予測地点は、予測地域の中から代表地点を選定することができる。
なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、交通に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点及び事業の規模、種類を勘案し、自動車交通量のピーク時間帯とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模、地形及び交通施設の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 理論計算式による方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が交通に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び対象事業の施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第12 廃棄物

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 廃棄物の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模等及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施及び建設に伴う廃棄物の排出状況等を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目から選定する。

- ① 土地造成に伴い発生する廃棄物の状況
伐採樹木量等

- ② 建設発生土の状況
土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の発生量等
- ③ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の状況
- ④ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の状況

イ 関連調査項目

- ① 廃棄物の処理の状況
事業計画地及びその周辺における廃棄物の分別、収集、処理及び処分の状況を調査する。
- ② 法令による基準等
循環型社会形成推進基本法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、事業計画地及びその周辺地域とする。

(3) 調査方法

ア 廃棄物の状況

- ① 土地造成に伴い発生する廃棄物の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ② 建設発生土の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ③ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の状況
調査は、既存資料の整理・解析の方法による。
- ④ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の状況
調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ 関連調査項目

- ① 廃棄物の処理の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ② 法令による基準等
次の法令等の基準等を整理する。
 - a 循環型社会形成推進基本法
 - b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - c 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成10年法律第104号）
 - d 高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（平成5年高槻市条例第27号）
 - e その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施及び建設に伴う廃棄物について、環境保全対策を考慮して、次の廃棄物の種類ごとに予測する。

- ア 土地造成に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等
- イ 建設発生土の種類、発生量等

ウ 施設の建設工事に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

エ 施設の利用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等

(2) 予測地域

予測地域は、対象事業区域とする。

(3) 予測時点

予測時点は、工事の期間中とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の実施場所の状況（造成を行う土地の地形、地質の状況、伐採を要する樹木の状況等）及び計画の内容、再生利用等の状況、その他の既存類似例等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 原単位等による方法

イ 類似事例を参考する方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴い排出される廃棄物及び建設発生土の再利用、排出の抑制、処理方法等について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第13 地球環境

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地球環境の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガス、オゾン層破壊物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出量又はエネルギーの使用量を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目から選定する。

① 原単位の把握

類似事例の温室効果ガス等の排出量、エネルギーの使用量の原単位

② 対策の実施状況

類似事例の削減（回避）対策の内容及び効果

③ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺に存する環境保全型地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

④ 地域内の温室効果ガス等の発生状況

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。

ただし、地域内のエネルギー供給の状況等、地域特性を有する項目については、計画地の周辺を調査地域とする。

(3) 調査方法

ア 地球環境の状況

① 原単位の把握

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

② 対策の実施状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

③ 地域内のエネルギー資源の状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

④ 地域内の温室効果ガス等の発生状況

調査は、既存資料の整理・解析の方法による。

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する

- a 地球温暖化対策の推進に関する法律
- b 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- c エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和55年法律第77号）
- d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、設定しない。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量が最大となる時点とする。

また、対象事業の施設の供用後にある場合は、温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

また、対象事業の規模、種類等を勘案してライフサイクルアセスメントについても考慮する。

ア 温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基にそれらの排出量又は使用量を算出する方法

なお、温室効果ガスの排出量は、必要に応じ、二酸化炭素量に換算して予測を行う。エネルギーの使用量についても、必要に応じ、熱量、電力、重油使用量等に換算して予測を行う。

イ 類似事例を参考にする方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガス等の排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、環境への温室効果ガス等の排出量又はエネルギーの使用量を削減するための環境保全対策並びに環境保全目標に照ら

して、評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(3) 事後調査方法

事後調査方法は、温室効果ガス等の発生量、排出量又は燃料等の使用量の把握する方法による。

(4) 結果の検証

調査結果の検証は、対象事業の実施状況、予測の結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第14 気象

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 気象の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① 風向
- ② 風速
- ③ 局地風（ビル風等）
- ④ 気温
- ⑤ 湿度
- ⑥ 日射量
- ⑦ 放射量
- ⑧ 日照時間
- ⑨ 降水量

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

気象（風向・風速）に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の位置、規模等を調査する。

② 土地利用の状況

風向・風速、気温に影響を及ぼすおそれのある大規模な建造物の立地状況等及び将来の土地利用の計画についても調査する。

③ 土地の被覆の状況

局地風系の形成に熱的に影響を及ぼすおそれのある土地表面の被覆の状況及びその分布等を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の工事の実施及び施設の供用により風向・風速、気温に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 気象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 地上の気象の調査

a 観測期間

観測期間は、季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。

b 観測地点

観測地点は、地域の代表的な気象の状況を適切に把握し得る地点とする。

c 観測方法

観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法

② 上空の気象の調査

a 観測期間

地上の気象の状況の調査に準じる。

b 観測地点

地上の気象の状況の調査に準じる。

c 観測方法

観測方法は、高層構造物の当該構造物の影響を受けない場所に風向・風速計及び温度計を設置する方法、風向・風速については測風気球等を、気温についてはラジオゾンデをそれぞれ地上から放球する方法による。

ただし、これらと同等又は同等以上の観測精度が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。

イ 関連調査項目

① 地形の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 土地の被覆の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施により地表付近の風向・風速、気温の変化する地域の範囲及びその変化の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

なお、現地調査を実施した場合は、現地調査地点を考慮する。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類・規模及び地形・地物の状況等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 数値シミュレーションによる方法

イ 風洞実験による方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が気象に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、施設の供用後の検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策及び環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 水象の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① 地下水、湧水、地表面流出水等の状況
 - a 地下水の存在、規模、水位、流向及び利用の状況
 - b 湧水の位置、湧出水量等の状況
 - c 地表面流出水の形態
- ② 河川、水路等の状況
 - a 流域、流量、流速、水位、流下能力、流出入水量、雨水流出等の状況
 - b 河川、水路等の形態

イ 関連調査項目

- ① 気象の状況
確率降雨量、降雨強度、連続降雨強度の状況等を調査する。
- ② 地形・地質及び土質等の状況
次に掲げる項目のうちから必要なものを選択し、調査する。
 - a 地表傾斜、斜面形状等の状況を調査する。
 - b 地表面の被覆、表層地質、地層構造等の状況を調査する。
 - c 土壌断面、保水力、体積含水率等の状況を調査する。
 - d 土層の浸透能、蒸発散等の状況を調査する。
- ③ 水利用の状況
水道水、工業用水及び農業用水の利用状況並びに主要な工場・事業場等の分布及び取水・排水の状況を調査する。
なお、将来の利水計画についても調査する。
- ④ 植生の状況
植物相及び植物群落の状況を調査する。
- ⑤ 土地利用の状況
学校、病院、住宅等の分布状況及び用途地域の指定状況、その他の土地利用の状況を調査する。
なお、将来の土地利用の計画についても調査する。
- ⑥ 法令による基準等
河川法(昭和39年法律第167号)等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の実施が水象に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

- ① 調査期間
調査期間は、水象の状況を適切に把握し得る期間とする。
- ② 調査地点
調査地点は、地域の特性を考慮して、水象の状況を適切に把握し得る地点とする。
- ③ 測定方法
測定方法は、「水質調査方法」等に定める方法に準じる。
- イ 関連調査項目
 - ① 気象の状況
調査は、既存資料の整理、解析又は現地調査の方法による。
 - ② 地形・地質、土質等の状況
地形・地質、土質等の状況の調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。
 - a 調査地点
調査地点は、地形・地質、土質等の状況を適切に把握し得る地点とする。
 - b 調査方法
地形の調査方法は、航空写真、測量等の方法による。
地質の調査方法は、ボーリング調査、物理探査等の方法による。
土質の調査方法は、「土質試験の方法と解説 第1回改訂版」、「地盤調査法」等に準じる。
 - ③ 水利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - ④ 植生の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - ⑤ 土地利用の状況
調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。
 - ⑥ 法令による基準等
次の法令の基準等を整理する。
 - a 河川法
 - b 砂防法（明治30年法律第20号）
 - c その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、次の項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度
- イ 地下水涵養能の変化の程度
- ウ 河川の流域等の変化の程度
- エ 河川の流量及び流速の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、水象に及ぼす影響が最大になる時点とする。

また、施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模、水域の特性を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 工事施工計画を基に、水象に影響を及ぼす程度を把握して予測する方法

イ 数理モデルによる方法

ウ 模型実験による方法

エ 類似事例を参考にする方法

オ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が水象に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境

保全目標を勘案して行う。

第16 地象

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 地象の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 地形・地質の状況

a 地形及び地質の状況

地形分布及び表層地質の状況

b 学術上等から注目される地形・地質の状況

対象事業の実施区域等に存在する天然記念物、学術上貴重な地形・地質、鉱物、化石及び古生物の分布状況

c 対象事業の計画の状況

(a) 土地の形状の変更行為の内容、範囲及び施行方法

(b) 工作物の位置、規模、構造及び施行方法

② 傾斜地の崩壊

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の中から必要な項目を選定する。

a 地形及び地質の状況

(a) 地形分布等の状況

地形分布、地形の走行・傾斜、斜面形状、地滑り発生の危険箇所、大規模な断層及び過去に斜面の崩壊があった箇所等の状況

(b) 地質等の状況

地質の種類及び分布並びに軟弱層等の状況、粘着力、内部摩擦角、単位体積重量等

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査範囲の降水特性を把握できる地点の降水量等の状況を調査する。

② 地下水及び湧水の状況

地下水の水位及び湧水の分布、規模等の状況を調査する。

③ 植物の生育状況

傾斜地の崩壊に影響を及ぼす植物の生育状況を調査する。

④ 土地利用の状況

傾斜地の崩壊により影響を受ける地域の住宅等の分布状況、用途地域の指定状況、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況、その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む）を調査する。

⑤ 対象事業の計画の状況

(a) 切土・盛土の位置、施行方法並びに法面の形態及び保護方策を調査する。

(b) 安定計算が必要とされる擁壁等の構造物の位置、構造及び施行方法を調査する。

⑥ 法令による基準等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

ア 地形・地質

調査地域は、対象事業の工事及び供用により土地の安定性及び学術上等から注目される地形・地質が影響を受けると予測される地域とする。

イ 傾斜地の崩壊

調査地域は、対象事業の工事により傾斜地の崩壊が引き起こされると予測される地域とする。

(3) 調査方法

ア 地象の状況

① 地形・地質

調査方法は、次のとおりとする。

a 地形・地質の状況

調査は、既存資料（地形図、地形分類図、表層地質図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

b 学術上等から注目される地形・地質の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

c 対象事業の計画の状況

事業計画等により明らかにする。

② 傾斜地の崩壊

調査方法は、次のとおりとする。

a 地形及び地質の状況

(a) 地形分布等

調査は、既存資料（地形図、地形分類図、自然災害履歴図、土地規制図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

(b) 地質等の状況

調査は、既存資料（地質図、表層地質図、地質断面図、土質データ等）の整理・解析、現地調査、ボーリング調査又は室内試験の方法による。

イ 関連調査項目

① 気象の状況

調査は、既存資料（地上気象観測結果等）の整理・解析の方法による。

② 地下水及び湧水の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 植物の生育状況

調査は、既存資料（植生図、航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

- ④ 土地利用の状況
調査は、既存資料（土地利用現況図等）の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ⑤ 対象事業の計画の状況
事業計画等により明らかにする。
- ⑥ 法令による基準等
次の法令の基準等を整理する
 - a 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
 - b 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
 - c 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - d その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

ア 地形・地質

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の工事の実施及び施設の供用により土地の安定性及び学術上等から注目される地形・地質が受ける影響の内容及び程度とする。

イ 傾斜地の崩壊

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の工事の実施により変化する傾斜地の安定性の状況とする。

(2) 予測地域

地形・地質及び傾斜地の崩壊の予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施及び施設の供用後で、地形・地質への影響が顕著に発生すると予想される適切な時点とする。

(4) 予測方法

ア 地形・地質

予測方法は、対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況及び環境保全対策等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ① 数値解析による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の結果が得られる方法

イ 傾斜地の崩壊

予測方法は、対象事業の計画の状況、周辺の土地利用の状況、環境保全対策等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

- ① 斜面の安定計算の理論式又はこれに準ずる理論的な解析による方法
- ② 類似事例を参考にする方法
- ③ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が土地の安定性及び地形・地質に及ぼす影響並びに傾斜地の崩落防止を可能な限り回避し、又は低減する措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第17 生態系

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 生態系の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 陸域生態系の動物の状況

a 動物相の状況（昆虫類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等の生息種、分布状況、密度等）

b 注目すべき種、その生息地（採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等）

の分布及び特徴

② 陸域生態系の植物の状況

- a 植物相及び植生の状況（シダ植物、種子植物等の生育種、分布状況、生育環境等）
- b 注目すべき種、植物群落の分布及び特性
- c 緑被率

③ 水域生態系の動物、植物の状況

- a 生物群の生息・生育状況（水生植物、植物プランクトン、動物プランクトン、底生動物（貝類、甲殻類、水生昆虫類等）、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類等）
- b 注目すべき種、その生息地（採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等の分布及び特徴）
- c 生息・生育環境（地形、水質、底質、水象）

④ 生態系の構造と機能の状況

- a 生物群集の構造
- b 食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）

イ 関連調査項目

① 気象、地象及び水象の状況

気温、降水量、地形、地質、河川の水位、水量、水質等を調査する。

② 土地利用の状況

農用地、森林、原野等の土地利用の状況等を調査する。

③ 法令による地域指定等

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の実施が生態系に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

生態系に係る調査は、次に掲げるところにより、調査対象の貴重な生物に影響を与えないよう配慮し、また、法令により指定されている陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物を現地調査する場合は、所要の手続を行った上で実施する。

ア 生態系の状況

調査は、既存資料（地形分布図、表層地質図、土壌図、植生図、航空写真等）の整理・解析、聞き取り調査、アンケート調査等又は現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 陸域生態系の動物の状況

a 動物相の状況

昆虫類、両生類、爬虫類、鳥類、及び哺乳類等の生息種、分布状況、密度等について調査する。

なお、調査地点の選定に当たっては、地形、植生、水系等の条件に配慮する。

(a) 調査時期

調査の時期は、調査対象の動物種の状況を把握するのに適した時期とし、調査対象の動物種によって、繁殖期、産卵期、渡りの時期、成体の出現期等に配慮する。

(b) 調査方法

調査の方法は、フィールドサイン法、トラップ調査法、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、任意採取法、直接観察法等により行う。

b 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴

動物相の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき動物種の採餌場所、繁殖場所、休息場所、移動経路等の生息地の分布状況及び特徴を整理する。

② 陸域生態系の植物の状況

a 植物相及び植生の状況

シダ植物、種子植物等の生育種、その分布状況及び生育環境条件等について調査する。

(a) 調査時期

植物相の調査の時期は、通常冬期を除いた春、初夏、夏及び秋の適切な時期に行い、開花時期等の種の同定が容易な時期を選ぶよう配慮する。

(b) 調査方法

植物相の調査の方法は、可能な限り広範囲に現地踏査し、出現する種を目視観察により記録する。

植生の調査は、植物社会学的調査法によるものとし、植物群落ごとにコードラートを設定し、群落構造、階層ごとの構成種とその優占度及び被度、土壌等の生育環境について調査を行う。

b 注目すべき種、植物群落の分布及び特性

植物相及び植生の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき植物個体、植物種及び植物群落の位置、その生育状況の概要を整理する。

c 緑被率

調査対象地域及び事業計画区域の緑被率を調査する。

(a) 調査時期

調査の時期は、緑被率を把握するのに適した時期とする。

(b) 調査方法

調査の方法は、航空写真撮影等により行う。

③ 水域生態系の動物、植物の状況

a 生物群の生息・生育状況

水生植物、植物プランクトン、動物プランクトン、底生動物（貝類、甲殻類、水生昆虫類等）、魚類、両生類、爬虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の生息・生育種、分布状況等について調査する。

調査地点の選定にあたっては、植生の状況、水深、流速、河床等の状況に配慮する。

(a) 調査時期

調査の時期は、調査対象の水域生態系の動物、植物の種組成及び分布状況等を把握するのに適した時期とする。

(b) 調査方法

水生植物の調査は、現地踏査により生育状況を確認し構成種と植被率又は被度等を目視観察方法による。

動物プランクトン、植物プランクトン及び底生動物の資料採取は、採水法、プランクトンネット及び採泥器等の方法による。種組成は、光学顕微鏡を用いる方法や目視観察等による。

爬虫類、両生類、魚類の種組成の調査は、目視観察調査及び網等による捕獲調査方法による。

鳥類、哺乳類の調査の方法は、陸域生態系の動物の調査方法に準じる。

b 注目すべき種、その生息地の分布及び特徴

水域生態系の動物、植物の状況の調査結果から注目種を抽出し、注目すべき動物、植物の生息地の分布状況及び特徴を整理する。

c 生息・生育環境

生息・生育環境の調査は、地形（河川形態を含む）、水質、底質等の状況等について調査する。

地形の調査は、既存資料（地形図等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

水質、底質の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時期に配慮して実施することとし、水質については、SS、COD、BOD、窒素、燐等、底質については、粒度組成、強熱減量、COD、BOD、酸化還元電位、全硫化物、窒素、燐等を調査する。調査方法は、水質汚濁の現況調査の方法に準じる。

河川形態の調査は、生物群の生息・生育の状況の調査時に合わせて実施する。

④ 生態系の構造と機能の状況

陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物に関わりのある水質汚濁・底質、気象、地象、水象（河川水象）等の現況調査結果を基に、生態系の上位に位置するという上位性、当該生態系の特徴をよく現すという典型性及び特殊な環境等を指標とする特殊性の視点から、注目される生物種等を複数選んだ上で、陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の群集の構造、陸域及び水域生態系の動物の移動経路の状況並びに食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）について解析する。

イ 関連調査項目

① 気象、地象及び水象の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

- ② 土地利用の状況
調査は、既存資料（航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。
- ③ 法令による地域指定等
次の法令の基準等を整理する。
 - a 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
 - b 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - c 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
 - d 森林法（昭和26年法律第249号）
 - e 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - f 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
 - g 文化財保護法
 - h 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）
 - i 大阪府文化財保護条例
 - j 高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年高槻市条例第44号）
 - k その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の種類及び規模等を考慮して、次の項目から選定する。

ア 陸域生態系の動物

- ① 動物相、注目すべき種、生息地の変化の程度
- ② 動物の群集等の構造、食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

イ 陸域生態系の植物

- ① 植物相、植生、注目すべき種、群落の分布、緑の量の変化の程度
- ② 植物の群集等の構造の変化の程度

ウ 水域生態系の動物、植物

- ① 水域生態系の動物、植物の種類、注目すべき種、生息・生育地、生息環境の変化の程度
- ② 水域生態系の動物、植物の群集等の構造、食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

エ 生態系の構造と機能の状況

- ① 陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の群集の構造の変化の程度
- ② 陸域及び水域生態系の動物の移動経路の状況の変化の程度
- ③ 食物連鎖の状況（生産者、消費者、分解者の質的・量的把握）の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にある場合は、代表的な時点とする。

また、対象事業の施設の供用後にある場合は、対象事業の活動が通常の状態に達した適切な時点とする。

(4) 予測方法

ア 陸域生態系の動物、植物及び水域生態系の動物、植物の生息・生育状況、生息・生育環境等の予測は、生物に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測する方法

イ 生態系の構造と機能の予測は、現況調査の結果、動物相、植物相及び生息・生育環境等の予測結果及び対象事業の事業計画の内容を勘案し、既存類似例、文献等を参考にして予測する方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が生態系に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第 18 人と自然との触れ合い活動の場

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 自然との触れ合い活動の場の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

- ① 自然との触れ合い活動の場の名称、位置、種類、規模、区域及び分布状況
- ② 自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況
- ③ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

イ 関連調査項目

① 自然等の状況

自然、地形等の状況を調査する。

② 土地利用の状況

市街地、緑地、農地等の分布状況及びその他の土地利用状況を調査する。

③ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

自然との触れ合い活動の場に係る計画等に基づく保全に関する方針、目標等を調査する。

④ 法令による基準等

自然公園法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を考慮し、対象事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすと予想される地域とする。

(3) 調査方法

ア 自然との触れ合い活動の場の状況

調査は、既存資料の整理・解析、利用状況の調査又は写真撮影等の現地調査の方法による。なお、調査の時期については、利用状況の変化に配慮するものとする。

イ 関連調査項目

① 自然等の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査や聞き取り調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

調査は、既存資料を整理・解析する方法による。

④ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 自然公園法

b 自然環境保全法

c 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

d 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）

- f 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）
- g 大阪府自然環境保全条例
- h その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の実施による人と自然との触れ合い活動の場の分布、機能及び利用環境の改変の程度とする。

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、代表的な時点とする。

また、対象事業の施設の供用後にあつては、対象事業の活動が通常の状態に達した適切な時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、事業計画の内容等を勘案し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と対象事業の計画とを重ね合わせる方法

イ 自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況と地形・地質、水象、生態系、景観等に関する他の項目の予測結果とを重ね合わせる方法

ウ 類似事例を参考にする方法

エ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場とその機能に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして行う。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、

現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期及び期間を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第19 景観

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 景観の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、次の項目から選定する。

① 自然景観の特性及び構成要素並びに代表的な眺望地点の状況

② 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等

③ 都市景観の特性及び構成要素の状況等

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

主要な景観構成要素を把握するため、土地利用の状況等について、景観に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を調査する。

② 土地利用の状況

建物の立地状況等及び将来の土地利用の計画についても調査する。

③ 法令による基準等

都市計画法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模及び地域の概況等を考慮して、対象事業の実施が景観に影響を及ぼすと予測される地域とする。

(3) 調査方法

ア 景観の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は写真撮影等の現地調査の方法による。現地調査を行う場合は、次に掲げるところによる。

① 自然景観の特性及び構成要素並びに代表的な眺望地点の状況

自然景観の調査にあたっての代表的な眺望地点の選定は、当該地域内に存在する眺望地点（展望地、峠、集落等）の位置、分布状況及び利用状況等について現地調査して行う方法による。

自然景観の特性及び構成要素の調査は、代表的な眺望地点からの景観構成要素（山、河川、谷、植物、史跡、名勝等）の視認の状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を行う方法による。

② 歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の状況等

歴史的・文化的景観の特性及び構成要素の調査は、対象事業の計画地の眺望状況を勘案して、周辺地域における史跡、名勝、埋蔵文化財包蔵地、歴史的・文化的価値を有する建物等の分布状況とそれらが一体となって形成する景観の特性について写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を行う方法による。

③ 都市景観の特性及び構成要素の状況等

都市景観の特性及び構成要素の調査は、対象事業の計画地の眺望状況を勘案して、周辺地域における主たる建物等の種類、形状及び高さ、土地の区画の形状、オープンスペースの状況等とそれらが一体となって形成する景観の特性について、写真撮影、スケッチの作成等の現地調査を行う方法による。

イ 関連調査項目

① 地形及び地物の状況

調査は、既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。

② 土地利用の状況

調査は、既存資料（航空写真等）の整理・解析又は現地調査の方法による。

③ 法令による基準等

次の法令の基準等を整理する。

a 自然環境保全法

b 自然公園法

c 文化財保護法

d 都市計画法

e 都市緑地保全法

f 都市公園法

g 工場立地法（昭和34年法律第24号）

h 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

i 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

j 景観法

k 大阪府自然環境保全条例

l 大阪府景観条例

m 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪府条例第7号）

n 高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年高槻市条例第44号）

o 高槻市屋外広告物条例（平成14年高槻市条例第41号）

p 高槻市景観条例

q その他関連する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにして、対象事業の種類、規模等を考慮して、次の項目から選定する。

ア 主要な景観構成要素の改変の程度、その改変による自然景観、歴史的・文化的景観又は都市景観の特性及び雰囲気の変化の程度並びに周辺地域の主要な景観構成要素との調和の程度

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、施設の供用後において対象事業の活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、対象事業の種類、規模及び地域景観の特性等を考慮し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又はそれらの組み合わせによる。

ア 周辺地域を含めた投影図又は透視図等の作成

イ 周辺地域を含めたフォトモンタージュ又はコンピュータグラフィックス等の作成

ウ 周辺地域を含めた模型の作成

エ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が景観に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、施設の供用後の検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

第20 文化財

1 現況調査

(1) 調査項目

ア 文化財等の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び地域の概況を勘案し、基本的には次の項目から選定する。

① 有形文化財の状況

建造物及び美術工芸品等の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

② 有形民俗文化財の状況

有形民俗文化財の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

③ 記念物の状況

史跡、名勝、天然記念物の種類、存在する位置又は区域、指定区分等

④ 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化包蔵地の存在する位置又は区域等

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

文化財保護法等関係法令の基準等の内容を調査する。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施場所及び実施に関連する地域とする。

(3) 調査方法

ア 文化財等の状況

① 有形文化財の状況

調査は、既存資料の収集・整理又は現地調査の方法による。

② 有形民俗文化財の状況

調査は、既存資料の収集、整理又は現地調査の方法による。

③ 記念物の状況

調査は、既存資料の収集、整理又は現地調査の方法による。

④ 埋蔵文化財の状況

調査は、既存資料の収集、整理又は現地調査の方法による。

なお、試掘調査を行う場合は、文化財保護法等の規定に基づき実施するもの

とする。

イ 関連調査項目

① 法令による基準等

次の法令等の基準等を整理する。

- a 文化財保護法
- b 大阪府文化財保護条例
- c 高槻市文化財保護条例
- d 開発事業の手続等に関する条例
- e その他関係する法令等

2 予測

(1) 予測項目

予測項目は、環境保全対策の内容を明らかにした上で、対象事業の種類、規模等を勘案して、次の項目から選定する。

ア 対象事業の計画地内及び周辺地域の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物(動物、植物を除く)に与える影響の程度及び周辺地域の改変の程度

イ 対象事業の計画地内及び周辺地域の埋蔵文化財の改変の程度

(2) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。

(3) 予測時点

予測時点は、対象事業の工事の実施中にあつては、適切な時点とする。

また、対象事業の施設の供用後にあつては、事業活動が通常の状態に達した時点とする。

(4) 予測方法

予測方法は、現況調査の結果及び対象事業の計画内容を勘案し、次に掲げる方法のうちから適切なものの選択、又は組み合わせによる。

ア 事業計画を基に、文化財等の改変の程度を把握して予測する方法

イ 類似事例を参考にする方法

ウ 上記と同等又は同等以上の方法

3 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の実施中及び施設の供用後にわたり検討を行う。

4 評価

(1) 評価項目

評価項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の指針

評価の指針は、環境保全目標による。

(3) 評価方法

評価方法は、現況調査及び予測結果に基づき、地域特性、環境保全対策並びに環境保全目標に照らして評価する。

5 事後調査

(1) 事後調査項目

事後調査項目は、評価項目の中から地域の環境の状況、予測方法及び環境保全対策を考慮して選定する。

(2) 事後調査地域

事後調査地域は、予測地域の中から選定する。また、現地調査を実施した場合は、現地調査の調査地点を考慮する。

(3) 事後調査の時期

事後調査時期は、選定した予測時点を考慮し、適切な時期を設定する。

(4) 事後調査方法

ア 事後調査地点

事後調査地点は、予測地点の中から選定する。

イ 事後調査方法

事後調査方法は、現況調査の調査方法又はこれに準じる方法とする。

(5) 結果の検証

調査結果の検証は、環境保全対策の実施状況、現況調査及び予測結果並びに環境保全目標を勘案して行う。

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（住宅・建築物）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】
環境項目	小項目	工事の実施			施設の供用		
		建設機械の稼動	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用	建築物の存在
大気質	環境基準設定項目	◎	◎		○	○	<p>表中、◎印は必須項目を、○印は行政が必要と判断した場合選択する項目を、示している。</p> <p>※選択のない項目であっても、地域特性等から判断し、特に評価を求める場合がある。</p> <p>工事中の建設機械の稼動及び工事車両の走行による影響が考えられることから、環境基準設定項目については、必須の項目とする。</p>
	その他	○	○				
悪臭	悪臭	○				○	<p>廃棄物集積場、厨房施設又は塗装工事など、臭気を発生する行為や施設があれば、選定すること。</p>
騒音	等価騒音レベル等		◎		◎	◎	<p>施設の供用に伴う車両の走行及び設備機器等の稼動、工事中の建設機械の稼動及び工事車両の走行による影響が考えられることから、必須の項目とする。</p>
	90%レンジ上端値等	◎				◎	
低周波音	低周波音					◎	<p>施設の供用に伴う設備機器等の稼動による低周波音の影響が考えられることから必須の項目とする。</p>
振動	80%レンジ上端値等	◎	◎		○	○	<p>立体駐車場など、施設の供用に伴う振動、工事中の建設機械の稼動及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、必要に応じて選択すること。</p>
水質・底質	生活環境項目	○		○		○	<p>施設の供用に伴う排水について、公共下水道への接続があって、雨水を含む場内からの排水を公共用水域に排出することが全くない場合、また建設工事中の濁水については、沈砂池等に導水し、その上澄みを適切に調整・処理した上で、公共下水道に放流する等し、公共用水域に排出しない状態にあれば、選定しなくてよい。</p> <p>その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。</p>
	健康項目	○		○		○	
	特殊項目	○		○		○	
	その他	○		○		○	
土壌・地下水汚染	環境基準設定項目			○			<p>施設の供用時及び工事中において土壌汚染の原因となるような有害物質を排出する施設や行為がなくとも、土壌・地下水汚染対策が確認されていて、必要な調査・対策が完了していない区域があれば、選定すること。</p> <p>その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。</p>
	その他			○			
地盤沈下	地盤沈下			○		○	<p>地盤沈下の原因となるような地下掘削工事及び地下水の汲み上げを行うのであれば、選定すること。</p>
	液状化			○			
日照阻害	日照阻害					◎	<p>建築物の存在により、日照阻害の可能性があることから、必須の項目とする。</p>
電波障害	テレビ電波障害					◎	<p>建築物の存在により、電波障害の発生が考えられることから、必須の項目とする。</p>

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（住宅・建築物）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】
		工事の実施		施設の供用		施設等の存在	
大項目	小項目	建設機械の稼動	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用	建築物の存在
		交通	交通		◎		◎
交通安全			◎		◎		
廃棄物	一般廃棄物	◎				◎	施設の供用に伴う廃棄物の発生、工事中の廃棄物（残土含む）の発生が考えられることから、必須の項目とするほか、環境要因の内容に応じ項目を選択する。
	産業廃棄物（残土含む）	◎		○		◎	
地球環境	地球温暖化					◎	施設の供用に伴い温室効果ガスが排出されることから、必須の項目とする。ただし、オゾン層破壊については、該当する物質の取扱があれば、選定する。
	オゾン層破壊					○	
気象	風向・風速						建築物の存在により、事業計画地周辺の微気象の変化が考えられることから、必須の項目とする。
	気温等					◎	
	降水量					◎	
水象	水象					○	河川水路の状況、事業地から排水される雨水、汚水等の水量を勘案し、必要に応じて選定すること。
地象	地形、地質、傾斜地			○			地形、地質の状況を著しく変化させる施設、行為がある場合は、選定すること。
生態系	陸域生態系（動物）			○			動植物の生息・生育環境の改変を伴う場合は、選定すること。
	陸域生態系（植物）			○		○	
	水域生態系（動植物）			○		○	
	生態系の構造と機能			○		○	
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場			○		○	触れ合い活動の場の消滅又は改変がある場合には、選定すること。
景観	自然景観			○		○	建築物が存在することにより、景観特性が変化すると考えられることから、必須の項目とする。
	歴史的・文化的景観			○		○	
	都市景観			○		◎	
文化財	有形文化財等			○			事業計画地及び周辺地域に文化財等の存在が想定又は認められる場合には、選定すること。
	埋蔵文化財			○			

備考：大気質、悪臭、水質・底質及び地下水・土壌汚染の小項目の欄には物質等名を記載する。
環境影響要因の内容欄には、事前設定分をはじめ具体的な要因の内容を記載する。

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（工場及び事業場）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】
		工事の実施			施設の供用		
小項目		建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用	建築物の存在
大気質	環境基準設定項目	◎	◎		◎	◎	環境基準設定項目については、施設の供用に伴う関連車両の走行、施設の利用、工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行による影響が考えられることから、必須の項目とする。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。
	その他	○	○			○	
悪臭	悪臭	○				○	特定悪臭物質を発生する施設や塗装工事などの行為がなくとも、食品加工など臭気の発生を伴う商品の製造を行う計画があれば、選定すること。
騒音	等価騒音レベル等		◎		◎	◎	施設の供用に伴う車両の走行及び設備機器等の稼働、工事中の建設機器の稼働及び工事車両の走行による影響が考えられることから、必須の項目とする。
	90%レンジ上端値等	◎				◎	
低周波音	低周波音					◎	施設の供用に伴う設備機器等の稼働による低周波音の影響が考えられることから必須の項目とする。
振動	80%レンジ上端値等	◎	◎		◎	○	施設の供用に伴う車両の走行、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、必須の項目とする。 また、施設の供用時において設備機器等の稼働により振動の影響が恐れのある場合には、施設利用について選定する項目とする。
水質・底質	生活環境項目	○		○		○	施設の供用に伴う排水について、公共下水道への接続があって、雨水を含む場内からの排水を公共用水域に排出することが全くない場合、また建設工事中の濁水については、沈砂池等に導水し、その上澄みを適切に調整・処理した上で、公共下水道に放流する等し、公共用水域に排出しない状態にあれば、選定しなくてよい。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。
	健康項目	○		○		○	
	特殊項目	○		○		○	
	その他	○		○		○	
土壌・地下水汚染	環境基準設定項目			○		○	施設の供用時及び工事中において土壌汚染の原因となるような有害物質を排出する施設や行為がなくとも、土壌・地下水汚染対策が確認されていて、必要な調査・対策が完了していない区域があれば、選定すること。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。
	その他			○		○	
地盤沈下	地盤沈下			○		○	地盤沈下の原因となるような地下掘削工事及び地下水の汲み上げを行うのであれば、選定すること。
	液状化			○			
日照障害	日照障害					◎	建築物の存在により、日照障害の可能性があることから、必須の項目とする。
電波障害	テレビ電波障害					◎	建築物の存在により、電波障害の発生が考えられることから、必須の項目とする。

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（工場及び事業場）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】 表中、◎印は必須項目を、○印は行政が必要と判断した場合選択する項目を、示している。 ※選択のない項目であっても、地域特性等から判断し、特に評価を求める場合がある。	
小項目		工事の実施			施設の供用			施設等の存在
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用		
交通	交通		◎		◎		施設の供用に伴う車両の走行、工事用車両の走行により、周辺の交通量が増加し、交通渋滞や歩行者の交通安全などへの影響が考えられることから、必須の項目とする。	
	交通安全		◎		◎			
廃棄物	一般廃棄物	◎				◎	施設の供用に伴う廃棄物の発生、工事中の廃棄物（残土含む）の発生が考えられることから、必須の項目とするほか、環境要因の内容に応じ項目を選択する。	
	産業廃棄物（残土含む）	◎		○		◎		
地球環境	地球温暖化					◎	施設の供用に伴い温室効果ガスが排出されることから、必須の項目とする。ただし、オゾン層破壊については、該当する物質の取扱があれば、選定する。	
	オゾン層破壊					○		
気象	風向・風速					◎	建築物の存在により、事業計画地周辺の微気象の変化が考えられることから、必須の項目とする。	
	気温等					◎		
	降水量					◎		
水象	水象					○	河川水路の状況、事業地から排水される雨水、汚水等の水量を勘案し、必要に応じて選定すること。	
地象	地形、地質、傾斜地						地形、地質の状況を著しく変化させる施設、行為がなければ、選定しなくてよい。	
生態系	陸域生態系（動物）						事業計画地には、都市計画法による用途地域が定められており、新たに動植物の生息・生育環境を改変するおそれなければ、選定しなくてよい。	
	陸域生態系（植物）							
	水域生態系（動植物）							
	生態系の構造と機能							
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場			○			触れ合い活動の場の消滅又は改変ある場合には、選定すること。	
景観	自然景観			○		○	建築物が存在することにより、景観特性が変化すると考えられることから、必須の項目とする。	
	歴史的・文化的景観			○		○		
	都市景観			○		◎		
文化財	有形文化財等			○			事業計画地及び周辺地域に文化財等の存在が想定又は認められる場合には、選定すること。	
	埋蔵文化財			○				

備考：大気質、悪臭、水質・底質及び地下水・土壌汚染の小項目の欄には物質等名を記載する。
環境影響要因の内容欄には、事前設定分をはじめ具体的な要因の内容を記載する。

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（大規模小売店舗）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】 表中、◎印は必須項目を、○印は行政が必要と判断した場合選択する項目を、示している。 ※選択のない項目であっても、地域特性等から判断し、特に評価を求める場合がある。	
大項目	小項目	工事の実施			施設の供用			施設等の存在
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用		
大気質	環境基準設定項目	◎	◎		◎	◎	環境基準設定項目については、施設の供用に伴う関連車両の走行、施設の利用、工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行による影響が考えられることから、必須の項目とする。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。	
	その他	○	○			○		
悪臭	悪臭	○				○	特定悪臭物質を発生する施設や塗装工事などの行為がなくとも、生鮮食料品など商品の販売を行う計画があれば、選定すること。	
騒音	等価騒音レベル等		◎		◎	◎	施設の供用に伴う車両の走行及び設備機器等の稼働、工事中の建設機械の稼働及び工事車両の走行による影響が考えられることから、必須の項目とする。	
	90%レンジ上端値等	◎				◎		
低周波音	低周波音					◎	施設の供用に伴う設備機器等の稼働による低周波音の影響が考えられることから必須の項目とする。	
振動	80%レンジ上端値等	◎	◎		◎	○	施設の供用に伴う車両の走行、工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、必須の項目とする。 また、施設の供用時において設備機器等の稼働により振動の影響が恐れのある場合には、施設利用について選定する項目とする。	
水質・底質	生活環境項目	○		○		○	施設の供用に伴う排水について、公共下水道への接続があつて、雨水を含めた場内からの排水を公共用水域に排出することが全くない場合、また建設工事中の濁水については、沈砂池等に導水し、その上澄みを適切に調整・処理した上で、公共下水道に放流する等し、公共用水域に排出しない状態であれば、選定しなくてよい。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。	
	健康項目	○		○		○		
	特殊項目	○		○		○		
	その他	○		○		○		
土壌・地下水汚染	環境基準設定項目			○		○	施設の供用時及び工事中において土壌汚染の原因となるような有害物質を排出する施設や行為がなくとも、土壌・地下水汚染対策が確認されていて、必要な調査・対策が完了していない区域があれば、選定すること。 その他の項目については、関係法令や各種勧告、指針等の基準及び環境基本計画等を基に選定する。	
	その他			○		○		
地盤沈下	地盤沈下			○		○	地盤沈下の原因となるような地下掘削工事及び地下水の汲み上げを行う場合は、選定すること。	
	液状化			○				
日照障害	日照障害					◎	建築物の存在により、日照障害の可能性があることから、必須の項目とする。	
電波障害	テレビ電波障害					◎	建築物の存在により、電波障害の発生が考えられることから、必須の項目とする。	

参考別表 環境影響要因と評価項目の関係（大規模小売店舗）

環境項目		環境影響要因の内容					【選定の基準】 表中、◎印は必須項目を、○印は行政が必要と判断した場合選択する項目を、示している。 ※選択のない項目であっても、地域特性等から判断し、特に評価を求める場合がある。	
大項目	小項目	工事の実施			施設の供用			施設等の存在
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	土地の改変	関連車両の走行	施設の利用		建築物の存在
交通	交通		◎		◎			施設の供用に伴う車両の走行、工事用車両の走行により、周辺の交通量が増加し、交通渋滞や歩行者の交通安全などへの影響が考えられることから、必須の項目とする。
	交通安全		◎		◎			
廃棄物	一般廃棄物	◎				◎		施設の供用に伴う廃棄物の発生、工事中の廃棄物（残土含む）の発生が考えられることから、必須の項目とするほか、環境要因の内容に応じ項目を選択する。
	産業廃棄物（残土含む）	◎		○		◎		
地球環境	地球温暖化					◎		施設の供用に伴い温室効果ガスが排出されることから、必須の項目とする。ただし、オゾン層破壊については、該当する物質の取扱があれば、選定する。
	オゾン層破壊					○		
気象	風向・風速						◎	建築物の存在により、事業計画地周辺の微気象の変化が考えられることから、必須の項目とする。
	気温等						◎	
	降水量						◎	
水象	水象					○		河川水路の状況、事業地から排水される雨水、汚水等の水量を勘案し、必要に応じて選定すること。
地象	地形、地質、傾斜地							地形、地質の状況を著しく変化させる施設、行為がなければ、選定しなくてよい。
生態系	陸域生態系（動物）							事業計画地には、都市計画法による用途地域が定められており、新たに動植物の生息・生育環境を改変するおそれなければ、選定しなくてよい。
	陸域生態系（植物）							
	水域生態系（動植物）							
	生態系の構造と機能							
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場			○				触れ合い活動の場の消滅又は改変がある場合には、選定すること。
景観	自然景観			○			○	建築物が存在することにより、景観特性が変化すると考えられることから、必須の項目とする。
	歴史的・文化的景観			○			○	
	都市景観			○			◎	
文化財	有形文化財等			○				事業計画地及び周辺地域に文化財等の存在が想定又は認められる場合には、選定すること。
	埋蔵文化財			○				

備考：大気質、悪臭、水質・底質及び地下水・土壌汚染の小項目の欄には物質等名を記載する。
環境影響要因の内容欄には、事前設定分をはじめ具体的な要因の内容を記載する。

【参考資料】項目一覧

1 水質

a 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（L A S）

b 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

c 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガ
ン、全クロム、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒
素、りん酸性りん

d その他

トリハロメタン生成能、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジク
ロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロ
チオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、
ジクロロボス、クロルニトロフェン、トルエン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッ
ケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マ
ンガン、ウラン、ホルムアルデヒド、ダイオキシシン類、4-t-オクチルフェノール、ア
ニリン、2-4-ジクロロフェノール、色相、臭気、一般細菌

2 底質

乾燥減量、強熱減量、泥分率、水素イオン濃度、酸化還元電位、硫化物、過マンガ
ン酸カリウムによる酸素消費量、窒素、りん、全有機炭素、シアン化合物、ふっ素、
ヘキサン抽出物質、全有機塩素化合物、カドミウム、鉛、銅、亜鉛、鉄、マンガ
ン、ニッケル、モリブデン、ひ素、セレン、アンチモン、クロム、ほう素、水銀、ベリ
リウム、バナジウム、ウラン、揮発性有機化合物、農薬、界面活性剤、ポリ塩化ビ
フェニル、有機スズ化合物、多環芳香族炭化水素、ベンゾフェノン、4-ニトロトル

エン、フタル酸エステル類、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、アルキルフェノール類、ビスフェノールA及びクロロフェノール類、エストラジオール類、1,4-ジオキサン、フェノール、ホルムアルデヒド、ダイオキシン類

3 土壌

カドミウム、全シアン、有機りん、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、油分

4 地下水

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、大腸菌群数、一般細菌、浮遊物質、全窒素、全りん、全亜鉛、色相、臭気